

第2次妙高市一般廃棄物処理基本計画(改定版)の概要

第1部 総論

1. 計画の見直しの背景と目的

妙高市では、平成27年度に「第2次妙高市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、目標とする将来像「美しい自然環境と人が共生する資源循環のまち」の実現のため、ごみ減量化やリサイクルなどに係る施策を市民、事業者との協働により進めてきました。

「資源循環のまち」を実現するためには、「3R」の推進によるごみの減量・資源化など、取り組みを更に強化していく必要があります。

このため、計画の中間目標年度である令和2年度において、これまでの目標の達成状況や施策の検証とあわせ、令和元年12月に策定した「第3次妙高市総合計画」との整合や、食品ロス削減推進計画をごみ処理基本計画に一体化させるなど、新たな法制度や国・県の計画等への対応などを視点に計画の見直しを行うこととしました。

2. 計画の名称

本計画の名称は、「第2次妙高市一般廃棄物処理基本計画(改定版)」とします。

3. 計画対象区域

本計画の対象地域は、本市全域とします。

4. 計画の構成と計画期間

本計画は、「総論」、「ごみ処理基本計画(食品ロス削減推進計画)」、「生活排水処理基本計画」、「災害廃棄物処理計画」の4部で構成します。

当初計画では、平成28年度を初年度とした10年間とし、最終目標年度は令和7年度としています。

改定版では、中間目標年度の現状と傾向を反映させながら見直しを行い、当初計画と同じく令和7年度を最終目標とします。

5. 関連する計画等

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づくもので、「第3次妙高市総合計画」の一般廃棄物分野の部門計画であり、廃棄物処理法及びその上位法である「循環型社会形成推進基本法」や各種リサイクル法等の関連法に基づき、資源循環型社会の形成を目指し、それに向けた道筋を示すものです。また、一般廃棄物処理実施計画や分別収集計画等の指針となるものです。

第2部 ごみ処理基本計画（食品ロス削減推進計画）

1. 将来像・基本方針

将来像

美しい自然環境と人が共生する資源循環のまち

できる限り環境に負荷をかけずに、美しい自然環境と人が共生しながら、持続的な発展を続けるまちの実現を目指します

基本方針 1

市民・事業者・行政の協働

市民・事業者・行政がお互いの役割と責任を明確にし、連携・協働のもとでごみの削減や資源化に向けた取り組みを積極的に進めていきます

基本方針 2

「もったいない」の心の醸成による『3R』の推進

『3R（スリーアール）』の取り組みを一層進め、子どもの頃から「もったいない」という気持ちを育み、「ごみをできるだけ発生させない、出さない」ことを基本に、ごみの排出量の削減や資源化を促進します

基本方針 3

安全・安心で効率的なごみ処理体制の整備と適正管理

環境への負荷をできる限り低減させることを基本とした安全・安心なごみ処理体制の確立と、効率的・効果的なごみ処理体制の整備を目指します

基本方針 4

食品ロス削減の推進

消費者、事業者等、それぞれの連携・協力のもと、食品ロス等の削減に繋がる取り組みが進んだ社会を目指します

2. ごみ処理の目標

ごみ減量・資源化目標

資源化率を、平成 26 年度の 28.6%に比べ、
令和 7 年度には **32.0%に引き上げることを目標とします**

平成 26 年度 28.6%	⇒	令和元年度 30.7%	⇒	令和 7 年度 32.0%
		実績値		目標値
(当初計画目標値				⇒ 32.0%)

これまでの取り組みを強化するとともに、特に、燃えるごみとして処理されている事業系の資源物について、分別の徹底を義務付けるなどにより、資源化率の向上を図ります。あわせて、排出されたごみの中で資源化が可能なものは、資源とすることを更に徹底します。

焼却処理量削減目標

家庭系と事業系ごみの資源化を進め、
令和 7 年度には平成 26 年度焼却処理量より **13%削減**することを目標とします
※家庭系で 21%、事業系で 3%の削減を目指します

(当初計画目標値 13%削減)

焼却による大気への環境負荷を軽減するため、ごみの発生抑制や分別の徹底によるリサイクルを更に促進し、焼却されるごみの量をできる限り減少させることを目指します。

最終処分量削減目標

最終処分量を令和 7 年度には平成 26 年度より
5%削減することを目標とします

(当初計画目標値 5%削減)

分別収集によるごみの減量化・再資源化を進めるとともに、あらい再資源センターで機械により処理された残渣を再分別するなど、埋立ごみを減らす対策を講じていきます。

ごみ減量行動目標

家庭の燃えるごみ量を令和7年度には
平成26年度より 1人1日あたり40g減量することを目標とします

平成26年度 450g/日・人 実績値	⇒	令和元年度 476g/日・人	⇒	令和7年度 410g/日・人 目標値
---------------------------	---	-------------------	---	--------------------------

(当初計画目標値 ⇒ 410g/日・人)

事業所の燃えるごみ量を令和7年度には
平成26年度より 1日あたり0.4t減量することを目標とします

平成26年度 11.4t/日 実績値	⇒	令和元年度 11.7t/日	⇒	令和7年度 11.0t/日 目標値
--------------------------	---	------------------	---	-------------------------

(当初計画目標値 ⇒ 11.0t/日)

<家庭の燃えるごみ減量の具体例>

- 生ごみの減量化の徹底…生ごみの自家処理やリサイクル、必要な分だけ購入、調理くずを減らす、水切りの徹底など
- 紙類の資源化の徹底…チラシ、包装紙、封筒、紙袋、小さな紙などの分別徹底

<事業所の燃えるごみ減量の具体例>

- 資源物の分別の徹底…段ボール、コピー用紙、新聞・雑誌、容器包装などの分別の徹底など

3. 後期計画における重点プロジェクト

ゼロカーボンの推進（基本施策1：ごみ発生・排出抑制の推進）

本市は、市民生活や地域経済へ深刻な影響を及ぼしている地球温暖化に立ち向かうため、2050年を目途にCO₂排出量実質ゼロを目指す、「生命地域妙高ゼロカーボン推進宣言」を表明しました。プラスチックの排出抑制や分別回収の一層の推進による生活スタイルの変革に向け、廃棄物の排出方法の見直しや収集運搬体制の再構築を効果的かつ計画的に進めていきます。

プラスチックリサイクルの推進（基本施策2：再利用・再生利用の推進）

国で策定した「3R+Renewable（持続可能な資源）」を基本原則とする「プラスチック資源循環戦略」に基づき、プラスチックごみのリサイクルを推進するため、バイオマスプラスチックや再生プラスチックを使用した可燃用ごみ袋の導入の検討をはじめ、国で検討を進めているプラスチックごみの収集拡大に対応するなど、プラスチックリサイクルの一層の推進を図ります。

食品ロスの削減（基本施策4：食品ロスの削減に対する普及啓発の推進）

平成27年に国連サミットにおいて、持続可能な開発のための2030アジェンダが採択され、持続可能な開発目標（SDGs）を掲げました。その中に食品ロス削減が盛り込まれたことや、令和元年10月1日には食品ロスの削減の推進に関する法律が施行されたことを踏まえ、食品ロス削減推進計画をごみ処理基本計画と一体化し、国際的にも重要な課題となっている食品ロスの削減に向けた取り組みを進めていきます。

4. 基本施策・主要施策

基本施策 1

ごみ発生排出抑制の推進

- (1) 市民・事業者・行政の協働によるごみ減量の取り組みの推進
 - ①市民・事業者・行政の情報共有と役割分担の明確化
 - ②地域が主体となったごみ減量化の推進
- (2) ごみ減量に向けた情報提供・啓発活動の推進
- (3) 脱プラスチックに向けた生活スタイルへの転換
- (4) 環境教育の充実
- (5) 廃棄物の質や排出量に応じた適正な費用負担の検討

基本施策 2

再利用 再生利用 の推進

- (1) リユースの啓発普及の推進
 - ①リユース情報の提供と啓発普及
 - ②リユースマーケット等の開催
- (2) リサイクルの輪の推進
 - ①効率的な分別・排出方法の検討
 - ②拠点回収の充実
 - ③事業者による身近なりサイクルの輪の推進
- (3) 事業系ごみの減量と資源化の促進
 - ①排出者責任による処理の推進
 - ②資源物の分別排出の徹底
 - ③多量排出事業者等に対するごみ指導
 - ④公共施設等におけるごみ減量の取り組み強化
 - ⑤環境経営システム導入の推進
- (4) 資源リサイクルの推進
 - ①プラスチックリサイクルの推進
 - ②せん定枝・木材等リサイクルの推進
 - ③廃食用油リサイクルの推進

基本施策 3

環境低負荷で 効率的な ごみ処理の推進

- (1) 効率的で適正な収集運搬・適正処理の推進
 - ①収集運搬体制の見直し
 - ②ごみ集積所の適正管理
 - ③地域の実情に応じた収集対応
 - ④処理困難物等の適正処理の推進
 - ⑤一般廃棄物処理業許可業者への適正処理の指導徹底
 - ⑥不用品回収業者への指導
- (2) 中間処理施設の効率的運営と適正管理
 - ①妙高クリーンセンターの効率的運営と適正管理
 - ②あらい再資源センターの効率的運営と適正管理
- (3) 最終処分場の適正管理
- (4) ごみ処理施設整備基金による施設整備費の財源確保
- (5) 不法投棄・野焼きの防止
 - ①不法投棄及びごみの散乱防止対策の推進
 - ②野焼き防止対策の推進
- (6) 災害時における適正かつ迅速な対応・処理体制の構築

基本施策 4

食品ロスの 削減に対する 普及啓発の推進

- (1) 消費者、事業者等に対する知識の普及啓発等
- (2) 家庭における食品ロス削減
- (3) 飲食店等における食品ロス削減
- (4) 未利用食品等の有効活用

第3部 生活排水処理基本計画

1. 基本方針

下水道等への接続促進及び合併処理浄化槽の普及促進
下水道等の未接続施設の水洗化の促進

2. 生活排水処理の目標

汚水処理人口普及率目標

汚水処理人口普及率を、平成26年度の87.1%に比べ、
令和7年度には90.1%に引き上げることを目標とします

平成26年度 87.1%	⇒ 実績値	令和元年度 89.1%	⇒	令和7年度 90.1%	目標値
(当初計画目標値			⇒	89.9%)	

人口の減少が見込まれますが、公共下水道や合併処理浄化槽の整備を着実に進め、公共下水道区域や、農業集落排水区域においては早期接続を促進することで、令和7年度には全人口の90.1%の生活排水を適正に処理することを目標とします。

なお、当初計画の中間目標（令和2年度）89.1%に対して、令和元年度の実績は89.1%でした。中間目標を達成したことから、当初計画の最終目標値を引き上げました。

※汚水処理人口普及率…下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽による処理人口の割合

下水道水洗化率目標

下水道水洗化率を、平成26年度の94.8%に比べ、
令和7年度には96.0%に引き上げることを目標とします

平成26年度 94.8%	⇒ 実績値	令和元年度 95.5%	⇒	令和7年度 96.0%	目標値
(当初計画目標値			⇒	96.8%)	

公共下水道への接続を促進することで、下水道水洗化率を令和7年度には、96.0%に高めることを目標とします。

なお、当初計画の中間目標（令和2年度）95.0%に対して、令和元年度の実績は95.5%でした。中間目標を達成していますが、現状を踏まえ、最終目標値の見直しを行いました。

※下水道水洗化率…公共下水道区域内での公共下水道への接続人口

第4部 災害廃棄物処理計画

1. 計画改定の趣旨

大規模地震や水害等による災害時は、がれきや粗大ごみ、し尿等の廃棄物も大量発生するほか、交通の途絶等に伴い一般ごみについても平常時の収集・処理を行うことが困難になることが想定されます。そのため、災害発生に伴う建物等のがれきや避難所からのごみ・し尿などについて迅速かつ適正に処理し、市民の生活基盤の早期回復と生活環境の改善に万全を期することが重要となります。

「災害廃棄物対策指針（平成26年3月 環境省）」に基づき、「妙高市地域防災計画（平成26年5月）」で想定される地震、水害による被害を抑止・軽減するための災害予防、さらに発生した災害廃棄物の円滑な処理を行うための応急対策、復旧・復興対策について必要事項を示すものであります。

国は、平成27年9月の関東・東北豪雨災害、平成28年の熊本地震災害などの知見をもとに、災害時における実践的な対応につなげる事項を充実させ、平成30年に指針を改定したことから、本市の計画についても見直し、改定することとしました。

2. 基本方針

衛生的な処理

避難所の開設や、大量に発生する生活ごみ・し尿からの防疫など
生活衛生の確保を最重要事項として対応します

迅速な対応・処理

災害廃棄物の処理は、刻々と変化する状況に対応できるよう迅速な処理を行います

計画的な対応・処理

収集運搬体制の確保や仮置場などにより災害廃棄物を効率的に処理するとともに、
通常体制への移行についても十分考慮した計画的な処理を行います

環境に配慮した処理

建築物解体の際のアスベスト飛散防止対策や、仮置場及び緊急処理施設における汚水対策
など環境に十分配慮します

分別とリサイクルの推進

できる限り廃棄物の分別を実施し、資源化を図ることを基本とします

安全作業の確保

災害時の清掃業務は、危険物などの混入や昼夜を徹した作業に配慮した
作業の安全性の確保を図ります

3. 災害廃棄物対策

	基本方針・平時の備え(体制整備等)	災害応急対応	災害復旧・復興等
情報収集・連絡	<ul style="list-style-type: none"> 情報連絡の多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化を図る 	<ul style="list-style-type: none"> 被災状況 収集運搬体制に関する情報 発生量を推計するための情報(現状を視察のうえ確認する) 	<ul style="list-style-type: none"> より確実な連絡手段を選択して情報収集を継続するとともに、新潟県や国への報告を継続する。
協力・支援体制	<ul style="list-style-type: none"> 自衛隊・警察・消防との連携 新潟県、国の支援 地方公共団体による支援 民間事業者との連携 	<ul style="list-style-type: none"> 自衛隊・警察・消防との連携 新潟県、国の支援 地方公共団体による支援 民間事業者との連携 ボランティアとの連携 	<ul style="list-style-type: none"> 自衛隊・警察・消防との連携 新潟県、国の支援 地方公共団体等による支援 民間事業者との連携
一般廃棄物処理施設等	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物処理施設等の耐震化 仮設トイレ等し尿処理 避難所ごみ 	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物処理施設等の安全性の確認及び補修 仮設トイレ等し尿処理 避難所ごみ 	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物処理施設等の復旧 仮設トイレ等し尿処理 避難所ごみ
災害廃棄物処理	<ul style="list-style-type: none"> 発生量・処理可能量 処理スケジュール 処理フロー 収集運搬 仮置場 環境対策・モニタリング 仮設処理施設 損壊家屋等の撤去・解体 最終処分 広域的な処理・処分 有害廃棄物・適正処理が困難な廃棄物の対策 思い出の品等 許認可の取扱い 	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物処理実行計画の策定 発生量・処理可能量・処理見込み量 処理スケジュール 処理フロー 収集運搬 仮置場 環境対策、モニタリング、火災対策 損壊家屋等の撤去・解体 有害廃棄物・適正処理が困難な廃棄物の対策 	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物処理実行計画の見直し 処理見込み量の見直し 処理スケジュール 処理フロー 収集運搬 仮置場 環境対策、モニタリング、火災対策 仮設処理施設 損壊家屋等の撤去・解体 選別・処理・再資源化 最終処分 広域的な処理・処分 有害廃棄物・適正処理が困難な廃棄物の対策